

労働派遣事業に係わる情報提供

おのみちバス株式会社

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記の情報を提供します。

事業所の名称 おのみちバス株式会社
事業所の所在地 〒722-0051 広島県尾道市東尾道 18-1

1.派遣労働者の数(対象期間 2025/4/1～2026/3/31)

派遣労働者の数(2026年6月1日付け) 9人
雇用安定措置を講じた人数 1人

2.労働者派遣の役務の提供を受けた者の数(事業年度あたりの事業所数)

派遣先の実数(事業年度あたりの事業所数) 7事業所

3.派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項(対象期間 2025/4/1～2026/3/31)

労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額) 16,666円
派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額) 9,664円
マージン率 42.0%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

4.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 : 総務課庶務係 0848-46-4301

キャリアアップに資する教育訓練

教育訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給
入社時研修	雇入時	OFF-JT	派遣元事業主	無償	有給
ワンランク上の接遇・ 電話対応・苦情対応	フルタイム1年以上雇用見込者 (一般事務従事者)	OJT	派遣元事業主	無償	有給
業務効率向上研修	フルタイム1年以上雇用見込者 (一般事務従事者)	OJT	派遣元事業主	無償	有給
男女共同参画の視点に 立った窓口対応研修	フルタイム1年以上雇用見込者 (一般事務従事者)	OFF-JT	派遣元事業主	無償	有給
食中毒・異物混入対策 について	短時間勤務1年以上雇用見込者 (調理業務従事者)	OJT	派遣元事業主	無償	有給
食事摂取基準について の基礎知識	短時間勤務1年以上雇用見込者 (調理業務従事者)	OJT	派遣元事業主	無償	有給

5.その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

福利厚生等：有給休暇、育休・介護休暇、定期健康診断、人間ドック費用補助、社員旅行

6.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か　：締結済み(協定書の有効期限終期　2027年3月31日)

協定対象派遣労働者の範囲　　：弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者